

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年7月まで

平成4年3月に仕事を辞めて実家に戻った。実家にあったA市町村の広報で国民年金への加入の義務を知り、同年6月ごろに市町村役場に行って加入手続をし、市町村から送付された納付書で、その年の冬に市町村役場窓口で保険料を納付した記憶がある。確かに納付したはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「平成4年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年の冬に保険料を納付した。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成4年6月11日、資格取得は同年3月23日に遡及<sup>そきゆう</sup>して行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を平成4年の冬に市町村役場で行った理由について、「その時期に市町村役場から送付されていた納付書を見付けたので、勤務先から近かった市町村役場で急いで納付した。」と述べているところ、A市町村は平成4年度の国民年金保険料の納付書を送付しており、申立人が申立期間当時勤務していた会社は、市町村役場の近隣であることが確認できることから、その主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年3月の国民年金保険料は、申立人が加入手続をした時点で過年度保険料となるため、市町村役場から送付された納付書では納付できなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 6 月まで  
私の国民年金の加入手続は夫が行い、保険料は、私が毎月夫の分と一緒に市町村役場や銀行で納付した。申立期間が未納とされているので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「毎月、夫婦二人分を市町村役場や銀行で納付していた。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市町村が保管する国民年金被保険者カードの記録から、申立人は昭和 43 年 7 月 1 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していないため、保険料を納付することはできなかつたものと推認される（なお、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 6 月までの期間及び 40 年 2 月から同年 6 月までの期間は、現在の記録では国民年金強制加入期間とされているが、これらの期間が国民年金強制加入期間とされたのは、平成 16 年 2 月 3 日付けで社会保険事務所（当時）が追加処理した以降となっている。）。

また、申立人は、「夫の保険料も一緒に納付していた。」と主張するところ、オンライン記録から、申立人の夫が初めて国民年金に加入したのは昭和 45 年 7 月 1 日であり、申立期間当時は国民年金に加入していないことが確認できる（なお、申立期間のうち、36 年 4 月から同年 8 月までの期間、37 年 4 月及び同年 5 月、並びに 40 年 2 月から同年 6 月までの期間は、現在の記録では国民年金強制加入期間とされているが、これらの期間が国民年金強制加入期間とされたのは、平成 10 年 5 月 26 日付けで社会保険事務所が訂正及び追加処理した以降となっている。）。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年9月まで

夫が市町村役場で手続を行い、昭和36年の国民年金制度スタート時から加入した。保険料は、私が自宅に来ていた集金人に、毎月現金で納付していた。長い年月がたってしまったので、はっきりした記憶は無いが、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「自宅に来ていた集金人に毎月納付していた。」と主張するところ、集金人の家族の証言から、同集金人は昭和36年から54年ごろまで国民年金保険料の集金を行っていたことが推認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市町村が保管する国民年金被保険者カードの記録から、申立人は、昭和44年10月20日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間当時は国民年金に加入していないため、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、A市町村では、「申立期間当時の国民年金保険料の納付方式は印紙検認方式であり、集金人は保険料と国民年金手帳を受け取り、市町村に提出していたので、国民年金に未加入である国民年金手帳を持たない者から保険料を集金することはなかった。」と回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月ごろまで

私は、昭和 41 年 4 月から A 事業所に住み込みで働きながら大学に通っていた。私より先に同じ事業所に住み込みで働きながら高校に通っていた弟は、その期間の厚生年金保険の加入記録があるのに、私に加入記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A 事業所に住み込みで勤務していたことが推認できる。

また、A 事業所は、厚生年金保険適用事業所となっておらず、当時、このような事業所の事業主及び従業員が厚生年金保険に加入する場合は、B 事業所を通じて加入していたところ、B 事業所が保管する厚生年金保険喪失者台帳では、当時の事業主及び申立人の弟に加入記録があり、当該記録は B 事業所における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

しかしながら、上記の厚生年金保険喪失者台帳では、申立人及び申立人が記憶する当時大学生で申立人と同様の仕事をしていた同僚 5 人の記録は無く、B 事業所における厚生年金保険の加入記録も無い。

また、申立期間当時の A 事業所の同僚二人は、「厚生年金保険について、加入していたかどうかは記憶していない。」と述べている上、当時の事業主も、「従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは記憶していない。」と述べている。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から34年4月1日まで

私は、申立期間にA株式会社B支店に勤務していた。次の会社に入社した際に、A株式会社B支店の厚生年金保険被保険者証を提出した記憶があるが、同社での厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は申立期間当時、A株式会社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「臨時社員として勤務しており、正社員になる試験を受けた記憶は無い。」と述べているところ、当時の複数の同僚は、「入社して4か月から1年後に試験を受けて正社員となった。正社員となるまでは臨時社員であり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、当該同僚は、それぞれ試験を受けたとする時期に、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の後に勤務したC事業所に、A株式会社B支店で取得した厚生年金保険被保険者証を提出した記憶がある。」と述べているところ、C事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同事業所において初めて払い出された番号となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月ごろから 29 年 5 月ごろまで  
② 昭和 30 年 8 月ごろから 31 年 8 月ごろまで  
③ 昭和 46 年 9 月ごろから 47 年 12 月ごろまで

私は、申立期間①については、友人と一緒に A 都道府県の B 工事現場で C 株式会社の作業員として働いた。

申立期間②については、飯場で一緒になった人に誘われ、D 都道府県の E 工事現場で F 株式会社の現地採用の作業員として働いた。

申立期間③については、G 株式会社で、H 職をしていたが、雇用保険に加入していたので厚生年金保険も加入していると思っていた。

これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C 株式会社の回答から、申立人は、同社が受注した A 都道府県の B 工事現場において作業員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が作業員として一緒に勤務していたと記憶する同僚についても、C 株式会社における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、C 株式会社及び同社の当時の社員は、「申立期間当時、現場の作業員はすべて下請け会社の従業員であり、C 株式会社において直接雇用することはなかった。」、「A 都道府県の B 工事の下請け会社に関する資料は残っていない。」と回答している。

さらに、申立人自身も、実際に雇用されていた下請け会社に関する記憶が無い。

2 申立期間②について、F 株式会社の回答から、申立人は、同社が受注

したE工事の現地作業員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「I職などではなかった。」と述べているところ、F株式会社及び当時の社員は、「申立期間当時、現地作業員は、I職などの資格を有する作業員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、当時の勤務実態や保険料の控除について聴取することができない。

さらに、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は、G株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同じ職種の同僚についても、G株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、当該同僚は、「厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、G株式会社の当時の社員は、「現場のH職は社員ではなく、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。